

令和 7 年第 2 回小城市議会定例会提案理由
(令和 7 年 6 月 2 日開会)

令和 7 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたしております議案について、提案理由を御説明申し上げます。

議案第 41 号 小城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 42 号 小城市職員の勤務時間、

休暇等に関する条例及び小城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、仕事と生活の両立を支援するなどの措置を講じるため、部分休業の取得パターンを多様化し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するものでございます。

次に、議案第 43 号 小城市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、企業版ふるさと納税の柔軟な制度運営を図るため、寄附を受けた年度の事業に加え、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることができるように見直すものでございます。

次に、議案第 44 号 小城市印鑑条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方公共団体情報システムの標準

化に伴い、印鑑登録原票の登録事項から性別表記を削除するとともに、紙媒体の印鑑登録原票を可視台帳とするものでございます。

次に、議案第 45 号 小城市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人住民税における特定親族特別控除の創設など、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 46 号 小城市下水道事業基金条例について申し上げます。

これは、下水道事業債の償還等に必要な財源を確保するため、新たに基金を設置するものでございます。

次に、議案第 47 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び小城市特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 48 号 小城市議会議員及び小城市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公費負担に関する条例及び小城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されることに伴い、選挙の投票管理者及び立会人の報酬単価の改正など、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 49 号 工事請負契約の締結について申し上げます。

この工事は、令和 7 年度 満神鉦害ポンプ排水施設維持管理事業 満神排水機場 2 号ポンプ設備等改修工事で、設備の老朽化に伴い 2 号ポンプ及びそれに関連する付帯設備の更新を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、1 億 7,490 万円、契約の相手方は、株式会社^{とりしませいさくしよ}西島製作所 佐賀支店 支店長 ^{やまぐち}山口 ^{だいじろう}大二郎でございます。

工期は、議会議決の日から令和 8 年 3 月 27 日までを予定しております。

次に、議案第 50 号 工事請負契約の締結について申し上げます。

この工事は、令和 7 年度 芦刈鉦害排水機場維持管理事業 川越排水機場 1 号ポンプ設備等改修工事で、設備の老朽化に伴い 1 号ポンプ及びそれに関連する付帯設備の更新を行

うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、1億7,050万円、契約の相手方は、株式会社^{とりしませいさくしよ}西島製作所 佐賀支店 支店長 ^{やまぐち}山口 ^{だいじろう}大二郎でございます。

工期は、議会議決の日から令和8年3月27日までを予定しております。

議案第49号及び議案第50号の2議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

議案第51号 令和7年度小城市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億2,638万4千円を追加し、補正

後の歳入歳出予算の総額を 272 億 1,798 万 2 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費につきましては、「立地適正化計画見直し事業」から「芦刈観瀾校特別教室等整備設計業務委託事業」までの 3 事業の総額、年度及び年割額を定めるものでございます。

第 3 表 繰越明許費につきましては、「芦刈地区観光資源再生事業」を定めるものでございます。

第 4 表 地方債補正につきましては、「三日月保健福祉センター管理運営事業」から「芦刈地区観光資源再生事業」までの 5 事業を追加し、「芦刈保健福祉センター管理運営事業」及び「健康スポーツセンター管理運営事業」の限度額を変更するものでございます。

続いて、補正の主なものにつきまして、歳出から御説明申し上げます。

第 2 款 総務費でございます。

「コミュニティ助成事業」につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、自治会等のコミュニティ活動に必要な備品等の整備に対する経費を計上しております。

第 3 款 民生費でございます。

「定額減税補足給付金（調整給付）支給事業」につきましては、令和 6 年分の確定所得税額から定額減税をしきれなかった方などに対しまして、改めて、令和 6 年度に給付した額との差額を調整給付する経費を計上しております。

第 4 款 衛生費でございます。

こどもや妊産婦等の福祉及び健康の保持増進に関する包括的な支援として、新たな取り組みを展開します。

「乳児健康診査事業」につきましては、新生児の聴覚障害を早期に発見し、聴覚障害による音声言語発達などの影響を抑えるため、新生児の聴覚スクリーニング検査費用の助成に要する経費を計上しております。

「歯科保健事業」につきましては、妊婦の歯周病等の重症化を防ぐとともに、低体重児出産のリスクを低減し、子どもの健やかな成長につなげるため、妊婦歯科健診に要する経費を計上しております。

第6款 農林水産業費でございます。

「畜産振興対策事業」につきましては、畜産農家の経営規模の拡大や生産コストの低減等による経営の安定化を支援する経費を計上しております。

「漁港維持管理事業」につきましては、漁業者が安全に漁業生産をできるように、市営

芦刈漁港の基本設計策定及び保全計画見直しの経費を計上しております。

第7款 商工費でございます。

「物価高騰対応くらし応援券事業」につきましては、原油価格や物価高騰の影響を受けている市民及び市内事業者を支援するための応援券発行の経費を計上しております。

「芦刈地区観光資源再生事業」につきましては、芦刈地区の観光資源の価値を高め、交流人口の増加を目指し、海遊ふれあいパーク周辺の環境整備として干潟体験場の浚渫工事費を計上しております。

第8款 土木費でございます。

「都市計画運営事業」につきましては、都市計画区域内の計画的な土地利用と効率的な都市づくりを目指すため、立地適正化計画の見直しに要する経費を計上しております。

第 10 款 教育費でございます。

「桜岡小学校施設整備基本計画事業」につきましては、小学校施設の長寿命化等を検討する基本計画策定の経費を計上しております。

「芦刈観瀾校特別教室等施設整備事業」につきましては、老朽化が著しい既存校舎の解体及び特別教室の整備に係る設計業務の経費を計上しております。

続いて、歳入について申し上げます。

歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債などのほか、財政調整基金繰入金により財源調整をしております。

次に、議案第 52 号 令和 7 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

まず、収入から御説明申し上げます。

収益的収入につきましては、既定の予算に5万2千円を増額し、補正後の予算の総額を19億4,456万2千円とするものでございます。

これは、小城市下水道事業基金への積立てに伴い、その利息分を増額しております。

資本的収入につきましては、既定の予算に1,329万7千円を増額し、補正後の予算の総額を9億6,026万2千円とするものでございます。

これは、市営浄化槽事業等に伴う県補助金を増額しております。

続いて、支出について申し上げます。

収益的支出につきましては、補正はございません。

資本的支出につきましては、既定の予算に1,335万1千円を増額し、補正後の予算の総額を18億216万1千円とするものでございます。

これは、市営浄化槽事業等に伴う県補助金を小城市下水道事業基金へ積み立てるため増額しております。

続きまして、報告関係議案について御説明申し上げます。

報告第5号 令和6年度小城市一般会計継続費繰越計算書について申し上げます。

「固定資産評価替業務委託事業」から「生涯学習センター再エネ設備等導入事業」までの3事業につきましては、令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号 令和6年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

「令和6年度物価高騰対策給付金支給事業（国補正予算対応分）」から「林業施設災害復旧事業」までの13事業につきまして、約13億3,356万円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号 令和6年度小城市一般会計事故繰越し繰越計算書について申し上げます。

「農業基盤整備促進事業」につきまして、牛津川遊水地事業の集団移転先造成工事（坂井地区・小隈地区）に不測の期間を要し、工事が遅延したことにより、当該工事に伴い生じる暗渠排水管償還金を執行できない約66万円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により

報告するものでございます。

次に、報告第 8 号 令和 6 年度小城市水道事業繰越計算書について申し上げます。

資本的支出の建設改良費につきまして、2,800 万円を令和 7 年度に繰り越しております。

次に、報告第 9 号 令和 6 年度小城市下水道事業繰越計算書について申し上げます。

資本的支出の建設改良費につきまして、2 億 1,086 万円を令和 7 年度に繰り越しております。

報告第 8 号及び報告第 9 号の 2 件につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 10 号 専決処分の報告について申し上げます。

令和 7 年 1 月 16 日午後 2 時 30 分頃、職員が公用車で国道 203 号小城市役所付近を運転中、相手方車両に追突し、相手方を負傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 7 年 5 月 11 日付けで専決処分をしております。

次に、報告第 11 号 専決処分の報告について申し上げます。

令和 7 年 4 月 13 日午前 8 時 5 分頃、小城市消防団員が消防団辞令交付式に出席するため、小城消防署付近の駐車場に消防積載車を駐車しようとしたところ、駐車中の相手方車両に接触し、当該車両の一部を損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 7 年 5 月 14 日付けで専決処分をしております。

報告第 10 号及び報告第 11 号の 2 件につき

ましては、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案などにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。